

業務説明書（仕様書）

1 委託業務名

横浜市保育士の魅力発信インスタグラム運営業務委託

2 事業目的

横浜市内の保育所等において、保育人材の確保が困難な状況にある中、「横浜市の保育士として働く魅力」を紹介するインスタグラムの運営を行い、保育士養成校の学生や求職者に広く発信し、更なる保育人材の確保を図る。

3 業務内容

「横浜市の保育士として働く魅力」を紹介するインスタグラムの運営として、次の(1)～(6)の業務を行う。

(1) フィード等（※1）の作成・投稿

契約期間中、横浜市こども青少年局保育対策課のアカウント（以下、「アカウント」という。）を使用し、ターゲットとなる保育士養成校の学生や主に20代・30代の保育士求職者に対して、「横浜市の保育士として働く魅力」を紹介するフィード等の作成を行い、本市が承認したものについて投稿を行うこと。

（※1）フィード、ストーリーズ、リールをいう。

ア フィード等の投稿内容

フィード等の内容は概ね次のとおりとし、契約後に、本市と協議のうえ確定し、運営すること

- ・横浜市の保育士確保事業
- ・就職相談会の開催情報
- ・市内保育所等の各園の情報
- ・保育士インタビュー
- ・横浜市の魅力
- ・保育士養成校の学生や求職者に役立つ情報

イ フィード等の仕様

- ・静止画の場合はスライド5枚以下、動画の場合は10秒以内とし、「横浜市の保育士として働く魅力」が伝わる内容とすること。
- ・適切な説明文と「#（ハッシュタグ）」を付して投稿を行うこと。

ウ フィード等の投稿頻度

投稿頻度は概ね次のとおりとし、投稿予定日の詳細は契約後速やかに本市と協議を行うこと。

- ・フィード（※2）：4月～10月…週1回以上投稿
11月～3月…2週間に1回以上投稿
- ・ストーリーズ：フィード投稿時（必要に応じてハイライトで残すこと）

（※2）動画の場合はリールに投稿する。

エ フィード等の作成・投稿の流れ

- ・受託者は横浜市のホームページ等を基にフィード等を作成し、本市に提出する。(※3)
- ・本市において、フィード等の内容の確認を行い、修正が必要と判断した場合は、受託者に対して修正を指示する。この場合、受託者は指示の内容に従って修正を行い、再度本市に提出する。
- ・本市において、フィード等の内容が確認できたのち、受託者に対して投稿の指示を行う。
- ・受託者は完成したフィード等を投稿する。

(※3) 市内保育所等の各園の情報と保育士インタビューについては、本市から画像や映像、文章を提供することが可能。

オ フィード等の作成・投稿履行期限

(ア) 作成履行期限

受託者は、投稿予定日の3日前までに、フィード等を作成し、本市に提出すること。ただし、本市からフィード等の基となる画像や動画、文章を提供する場合は、提供を受けてから概ね5日間で作成し、本市に提出すること。

(イ) 投稿履行期限

投稿予定日の17時までに投稿すること。ただし、本市が別途投稿の日時を指定した場合はこれにしたがって投稿を行うこと。

(2) インスタグラム広告(以下、「広告」という。)の作成・投稿

契約期間中、アカウントや就職相談会の開催等、本市の保育士確保事業を周知する広告の作成を行い、本市が承認したものについて投稿を行うこと。

ア 広告の内容

広告の内容は概ね次のとおりとし、契約後に、本市と協議のうえ確定し、運営すること。

- ・就職相談会の開催情報
- ・横浜市の保育士確保事業

イ 広告の仕様

- ・静止画の場合はスライド1枚程度、動画の場合は10秒以下とし、アカウントや就職相談会等の周知のほか、本市の魅力が伝わる内容とすること。
- ・必要に応じて、適切な説明文と「#(ハッシュタグ)」を付して投稿を行うこと。

ウ 広告の投稿頻度

原則4月から10月までの7か月間にアカウントの周知及びフォロワーを増やす目的で投稿する。ただし、就職相談会の開催時期(令和4年7月、10月、令和5年2月、3月の計4回開催予定)はこれと別途、就職相談会の告知を目的に投稿する。広告実施予定の詳細なスケジュールについては、契約後に、本市と協議のうえ確定する。

エ 広告費用

- ・広告費用は原則月5万円以上とし、ターゲットに向けた本事業の周知の効果が最大となるよう、毎回の広告実施後に、広告の結果を本市に報告の上、次回以降の実施金額等について協議する。
- ・広告にかかる費用については委託費の中に含まれる。

オ 広告の作成・投稿の流れ

- ・ 広告の内容は、投稿済みのフィード等や本市ホームページ等を基に受託者が案を作成する。
- ・ 受託者は、毎回、広告の金額・内容等の案を本市に提出する。
- ・ 本市において、広告内容の確認を行い、修正が必要と判断した場合は、受託者に対して修正を指示する。この場合、受託者は指示の内容に従って修正を行い、再度本市に提出する。
- ・ 本市において、広告の内容が確認できたのち、受託者に対して投稿の指示を行う。
- ・ 受託者は本市の指示に従い、完成した広告を投稿する。

カ 広告の作成・履行期限

(ア) 作成履行期限

受託者は、毎回、広告投稿予定日の 10 日前までに、広告の金額・内容等の案を本市に提出すること。

(イ) 投稿履行期限

広告投稿予定日の 17 時までに投稿すること。ただし、本市が別途投稿の日時を指定した場合はこれにしたがって投稿を行うこと。

(3) アカウント運営

アカウント運営にあたっては、次の事項を遵守すること

ア セキュリティ

次のとおり管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合はただちに適切な処理を施すとともに委託者に報告すること。

- ・ アカウントのログインパスワード等は定期的に変更し、本市に必ず報告すること。限られた者のみが管理するなど、乗っ取り等の対策を徹底すること。
- ・ 使用端末は限定し、ウイルス感染等に対し万全を期すること。

イ コメント・DM（ダイレクトメッセージ）

- ・ コメント機能はオフにすること。
- ・ DM には対応しないものとする。

(4) フォロワー数の増加に向けた取組

投稿したフィード等がより多くの養成校学生、求職者に見られるよう、フォロワーを増やす取組を本市に提案し、本市の承認が得られたのち、速やかに実施すること。

(5) 事業効果の把握

本事業の目的に沿い、事業の効果や進捗を測ることのできるデータを集計し、実績報告時に提出すること。

(6) その他本市が求める業務

その他、アカウント運営に関して本市から指示のあったことについて実施すること。

4 事業計画書及び事業報告書等の提出

(1) 事業計画書

年間の事業予定やフィード等の投稿スケジュール・業務執行体制などをまとめた事業計画書について、契約後速やかに提出すること。

(2) 事業進捗報告

フィード等の閲覧数やアカウントフォロワー数の動向、記事に対する「いいね！」の状況、広告の実施効果など、月ごとの進捗状況を翌月の5日までに報告すること。

(3) 年度末事業実績報告

契約期間を通じた事業実績をまとめた報告書を契約期間満了時点で速やかに提出すること。

5 委託業務の運営方針

- (1) 事業の運営にあたっては、作成したフィード等や広告が、保育士養成校の学生等や求職者に、広く周知されるよう努めること。
- (2) 事業の運営にあたっては、フィード等及び広告の投稿が円滑に行える体制を整えること。
- (3) 本市が行う他の保育士確保事業と、相互の事業効果を高める配慮をすること。

6 委託料の支払い

委託料は、契約期間満了後に提出された「業務完了報告書」を本市が検査した後に支払うものとする。また、広告費の支払いにあたっては契約期間中に要した広告費用の実績に応じて支払うものとする。

7 業務進行上の注意

- (1) 当該業務は、横浜市契約規則および横浜市委託契約約款によるほか、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 契約締結後速やかに着手し、委託業務の進行については本市に随時報告すること。
- (3) 委託業務における資料・根拠等はすべて明確にしておくこと。
- (4) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (5) 本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、本市職員と協議して定めること。

8 特記事項の順守

業務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 事業実施期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで